

平成 29 年 度 事 業 報 告 書

法人の名称 NPO法人あいけあ

1 事業の成果

活動の初年度は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業及び児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の運営を開始するための準備に充てた。

家庭・病院への訪問事業は、任意団体として調査研究を実施した。そのため法人への事業の移行は平成 30 年度からとした。

研修事業とネットワーク促進事業については、平成 30 年 4 月からの障害福祉サービス事業所の開所を優先したため、実施に至らなかった。次年度以降の実施に向けて、具体的な展開を考えていきたい。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業

ア 生活介護事業

- ・内 容 医療ケアの必要な障害の重い人たち（成人）が、地域で安心・安全に、豊かで幸せな生活ができるための心地よい生活の場を提供するため、平成 30 年度実施に向けての準備期間とした。
- ・日 時 10 月～3 月
- ・場 所 川崎市中原区井田杉山町 3 - 1
- ・従事者人員 2 人
- ・費 用 額 1, 3 3 7, 6 2 0 円

② 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業

ア 放課後等デイサービス事業

- ・内 容 医療ケアの必要な障害の重い人たち（児童）が、地域で安心・安全に、豊かで幸せな生活ができるための心地よい生活の場を提供するため、平成 30 年度実施に向けての準備期間とした。
- ・日 時 10 月～3 月
- ・場 所 川崎市中原区井田杉山町 3 - 1
- ・従事者人員 2 人
- ・費 用 額 1, 3 3 7, 6 1 9 円

③ 家庭や病院等への訪問事業

- ・内 容 主に在宅生活をしている医療ケアの必要な障害の重い人たちの自宅に訪問し、人との関わりや活動を通して、豊かな生活が送れるよ

うに生涯療育活動を提供する予定だったが、任意団体としての実施となったため、法人事業としての移行は平成 30 年度からとした。

④ 医療ケア等の実施に関する研修事業

- ・内 容 医療ケア等の実施に関する必要な知識や技能を身に付けるための研修会を平成 30 年度に実施するための準備期間とした。
- ・日 時 10 月～3 月
- ・場 所 川崎市中原区井田杉山町 3 - 1
- ・従事者人員 2 人
- ・費用額 0 円

⑤ 地域関係機関等のネットワーク促進事業

ア 学習会の開催

- ・内 容 医療ケアに必要な障害の重い人たちが、安心・安全に地域であたりまえに暮らすことができる川崎市を目指して、関係者や当事者への情報提供及び意見交換を行う予定であったが、事業所開所準備を優先したため実施することができなかった。